

押印省略に関するQ&A

No.	質問	回答
1	なぜ、請求書及び見積書の押印を省略可能とされているのですか。	<p>請求書及び見積書への押印は、当該書類の真正性を担保するため、慣例的に押印を求めており、法律上義務付けられておらず、また、押印の有無は法的効力に影響はありません（法令・要綱等により押印の定めがあるものは対象外）。</p> <p>このたび、市民及び事業者の利便性向上（デジタル化、オンライン化）、コスト削減（郵送料）、支払処理の迅速化を目的として、必要な記載事項の要件を満たした場合、押印の省略を可能とするものです。</p>
2	押印が省略できるのは、どのような請求書及び見積書ですか。	<p>令和8年4月1日以降の日付で提出される請求書及び見積書が対象となります。</p> <p>ただし、法令、規則、要綱等で押印が定められている請求書及び見積書は引き続き押印を省略することはできません。具体的な押印省略の可否は、市担当部署に確認してください。</p>
3	従来どおり、請求書及び見積書に押印し、郵送や持参してもよいですか。	<p>押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印した請求書の場合は、従来どおり原本を提出してください。その場合は、発行責任者等の記載は不要です。</p>
4	押印を省略する場合の方法を教えてください。	<p>請求書及び見積書に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、氏名及び連絡先（固定電話番号）を必ず記載してください。</p> <p>上記の項目を記載することで、押印を省略することができます。</p> <p>※「発行責任者及び担当者」を手書きする場合は、消せないボールペン等で記載してください。</p> <p>※請求書及び見積書が複数枚にわたる場合は、請求額又は見積額（合計額）の記載があるページに担当者名等を記載してください。なお、請求書が2枚以上になっていることが分かるように、1枚目に1/2、2枚目に2/2と表示するなどしてください。</p>
5	「発行責任者及び担当者」とは誰を指しますか。	<p>発行責任者は、当該案件を取り扱う部門の長ですが、役職にかかわらず書類の発行にあたって責任を有する者を指します。担当者は当該案件を担当している者を指します。</p>
6	発行責任者及び担当者は苗字のみの記載でよいですか。	<p>原則、氏名の記載はフルネームをお願いします。</p> <p>また、読み仮名（例：アカイワ イチロウ）ではなく、漢字氏名（赤磐 一郎）で記載してください。</p>
7	請求書及び見積書の押印省略が可能となったことで、従来、請求書及び見積書に必須としていた情報（会社名、代表者名、所在地、口座情報等）の記載に変更はありますか。	<p>変更はありません。今回の改正で省略できるようになったのは請求書の押印についてのみです。</p> <p>従来のとおり、請求者又は見積書の情報の記載が必要です。また、これに加えて「発行責任者及び担当者の氏名・連絡先（固定電話番号）」の記載が必要となります。</p>
8	発行責任者と担当者が同じ場合、どのように記載すればよいですか。	<p>「発行責任者の氏名・連絡先（固定電話番号）」を記載してください。担当者については、「同上」や「発行責任者・担当者」等、担当者が同じであることが分かるよう記載してください。</p>
9	代表者と発行責任者、担当者がすべて同じ場合（個人や1人で事業所等の経営をされている場合等）、「発行責任者及び担当者」の記載が必要ですか。	<p>代表者の職名・氏名等は省略できません。</p> <p>「発行責任者の氏名・連絡先（固定電話番号）」を記載し、担当者についてはN0.8と同様に記載してください。</p>
10	連絡先は固定電話番号の代わりにメールアドレスでもよいですか。	<p>請求書及び見積書の内容に不明な点があった場合に、直接連絡することがあるため、固定電話番号を記載してください。</p> <p>ただし、電話での対応が困難な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。</p>

No.	質問	回答
11	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。
12	押印を省略した請求書及び見積書の内容に訂正がある場合、どのようにしたらよいですか。	請求書及び見積書の差替えをお願いします。
13	電子メールで請求書及び見積書を提出してもよいですか。	電子メールによる提出も可能です。ただし、添付ファイルはPDF形式とし、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限ります。提出後は、必ず市担当部署の担当者に連絡をしてください。送信先の担当部署のメールアドレスについては、担当者にご確認ください。
14	請求書及び見積書を指定サイトからダウンロードする方法での提出は可能ですか。	指定サイトからダウンロードする方法での提出も可能です。ただし、ダウンロードファイルはPDF形式とし、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れるものに限ります。提出後は、必ず市担当部署の担当者に連絡をしてください。
15	FAXで請求書及び見積書を提出してもよいですか。	FAXでの提出は文字が不鮮明となる恐れがあるため不可とします。
16	押印を省略した請求書及び見積書は、電子メールで提出しなければならないのですか？	押印を省略した場合、電子メールや指定サイトからのダウンロードのほか、従来通り郵送や持参による提出もできます。
17	請求権や受領を委任する場合に提出する委任状も押印を省略できますか？	委任状はこれまでどおり押印してください。